

13 環境省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化 (低炭素社会に向けたプラスチック・リサイクル特区)	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	名古屋市		

制度の所管・関係府省庁	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
-------------	---------------------------------------

求める措置の具体的内容	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>実施内容:</p> <p>容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。</p> <p>収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。</p> <p>その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p> <p>(再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)</p> <p>提案理由:</p> <p>本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。</p> <p>リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。</p> <p>CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。</p> <p>そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。</p> <p>このことにより、</p> <p>①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど)をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。</p> <p>市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。</p> <p>②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。</p> <p>代替措置:</p> <p>容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p>

13 環境省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	
要望事項 (事項名)	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	都道府県	高知県	
		提案事項管理番号	1034010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 環境省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>文化財保護法で特別天然記念物に指定されているニホンカモシカを、林業被害の軽減のために、保護地域(カモシカ)が設定されていない市町村が特定鳥獣保護管理計画(現在、都道府県のみが策定可能)を策定し、環境大臣から承認を得られれば、個体数管理の目的で捕獲できるような特区の設置をしていただきたいです。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>今回提案する事業は高知県香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」です。ニホンカモシカは文化財保護法で指定された特別天然記念物であり、捕獲は認められていません。香美市においてはニホンカモシカによる植林、天然林への食害が増加しており、防除を行っていますが、個体数を減少させなければ被害の減少は見込めない状態です。植林木が食害を受けると、その木の生長は阻害され、市場価値が下落し、林家の収入に大きな影響を及ぼします。捕獲することで林業被害を軽減し、木材流通量の増加、林業の活性化につながるのではないかと考えられます。ニホンカモシカの個体数管理に関する調査を行ったところ、昭和30年にニホンカモシカが特別天然記念物に指定されて以降、個体数が回復し、農作物、植林に被害を及ぼし始めたことから、昭和54年に文化庁、環境庁、林野庁の3庁の間で、カモシカの取扱いの基本政策を転換することに関する合意(3庁合意)が行われたことが分かりました。その際、①保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定的維持を図る、②保護地域外では状況に応じて個体数調整を含む適切な管理を行うという2点が確認されていたということです。3庁合意から29年を経た現在に至っても、四国内には①の保護地域が文化庁によって設定されておらず、そのため②の個体数調整を含む適切な管理が行えない状態になっています。このような状況を打開するために、今回の香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」を提案するものです。なお、採択を受けた場合には、香美市で独自の特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定して個体数管理を行うことを想定しています。</p>

13 環境省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	豊田市森づくり特区	
要望事項 (事項名)	国立公園特別地域内で行う林業用搬出路開設に伴う手続きの緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1038050	
提案主体名	豊田市			

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
豊田市の制定した「豊田市森づくり条例」及び「豊田市100年の森づくり構想」及び「豊田市森づくり基本計画」に基づき実施される林業用搬出路については、国立公園特別地域内の手続きを、現行の自然公園法13条第2項の規定の許可から、自然公園法施行令第12条の特別地域内における許可又は届出を要しない行為と同様の扱いとする。
具体的事業の実施内容・提案理由
間伐の推進は、現下の森林整備の重要課題であり、施業の機械化及び林業用路網の整備は間伐推進に不可欠な手法として積極的に取組まれている。 本市では、市条例等に基づき、素材生産を目的とした間伐を実施する区域を林業経営林として区分し、団地化により集約的施業を展開していく中で低コスト林業を目指し高性能林業機械を活用した施業及び林業用路網整備を推進している。林業用路網は、林道、作業道、搬出路に区分しており、搬出路は、幅員3m以下且つ切土盛土高1.5m以下で開設可能な森林を対象に、環境面や安全性を確認しながら、必要最小限の伐採と小規模な土工で開設し、木材生産のために使用するクローラー式林業機械専用の簡易的な路(敷砂利や構造物なし)である。現在、国立公園内の搬出路については、林道等と同様に自然公園法第13条第3項により、工作物の新築許可申請を行っているが、搬出路の性格は、計画的に設計・施工と進める林道や作業道と異なり、間伐作業と同時にフレキシブルに対応していくもので、低コスト林業を推進する立場から言えば、搬出路の開設も含めて一連の間伐作業と捉えている。また、申請内容は簡易であるものの、許認可事務に1ヶ月程度かかるため、円滑な事業実施の障害となっている。このため、市条例等に基づく搬出路の開設においては間伐の一環と見なし、自然公園法施行規則第12条の許可又は届出を要しない行為とされたい。これによりスムーズな事業展開を可能とし、森づくりをより一層推進していきたい。

13 環境省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	
要望事項 (事項名)	温室効果ガス	都道府県	東京都	
	広範な国内排出権取引の実施	提案事項管理番号	1052010	
提案主体名	福祉医療法人 桂仁会、株式会社 Verifirm			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>国内排出権取引に関して、当該特区においては実施障害の発生を避けるため、自主参加型にて行なう。既存排出量の基準となるキャップの割り当てを可能とし、温室効果ガスの国内取引の基準となる制度創設の代替的な試行実施特区とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>京都議定書によって定められた、主要温室効果ガスの国内排出権取引を可能とする特区であり、自主参加型制度を援用する。</p> <p>排出量取引の基本的取引方法に関しては、キャップアンドトレード方式を軸とし、欧州・米国で主流となりつつある取引方式を採用する。</p> <p>提案理由</p> <p>京都議定書採択時の議長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJIは容易且つ簡便な排出量の獲得方法であったことは否めないが提案者はこれは単なる発展途上国への押し付けにしか見えない。「特区」という特殊な環境下において、自主参加型の国内排出権取引を実施し、且つ堅牢な第三者認証が存在するのであれば、わが国の温室効果ガス対策の有用な一手となることは確実であろう。</p> <p>代替的措置</p> <p>本来であれば、一括に排出量の設定及びキャップの割り当てが為されるべきものではあるが、シカゴ気候取引所が採用している自主参加型及びマニフェスト(目標の設定と削減時の取引)といった、穏やかな国内排出権取引の実施が可能となり参加障壁を下げるという点において、又制度の普及という点において大きな措置として講ずることができようというものである。</p>

13 環境省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	
要望事項 (事項名)	温室効果ガス排出権取引所の開設	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1052020	
提案主体名	福祉医療法人 桂仁会、株式会社 Verifirm			

制度の所管・関係府省庁	金融庁 経済産業省 環境省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区内において行う。併せて取引材料の特殊性を鑑み、法令の定める要件の緩和を行なうことで、開設時障壁を下げて、取引精度を高めることにつながる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>排出権特区において、世界的に通用する気候(排出権)取引所の設立を企図するものである。</p> <p>特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来ると共に、様々な金融商品との連携を図ることが出来るという点である。特区に於ける認証排出権の取引をメインとするため、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を暫定的なCO2量をベースとしてこれを以て出資とする。一種の現物出資を行なうことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるものとする。</p> <p>提案理由</p> <p>諸外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。厳格な第三者による認証と、事実上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障害となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の便益にも叶うものであるとする。</p> <p>代替的措置</p> <p>取引所開設にかかる出資金の取扱いに関し、「現物出資」として埋蔵CO2量をこの担保とするとしているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、CO2をその本位として出資金と看做すことを提案するが、将来的(5~10年内)には、取引毎の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。</p>

13 環境省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1071010
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験を免除することにより、狩猟免許所持者を増加させる。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保は喫緊の課題であり、狩猟免許所持者(特に第一種銃猟免許所持者)を増加させる必要があるため。</p>

13 環境省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区において、特定鳥獣をわなにより捕獲等 をできることとする	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1071020
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>鳥獣保護区の全部又は一部について、都道府県知事が指定した区域においては、シカなどの特定の鳥獣(シカ、イノシシ)に関し、わなによる捕獲等を可能とする区域を指定することができることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施しているが、狩猟期間中にも「狩猟(安全面等を考慮し、わなに限定)」による捕獲を推進し、当該特定鳥獣の個体数を減少させる必要があるため。(「特定休猟区」制度の「鳥獣保護区」版をイメージしている。)</p>

13 環境省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1071090
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本県においてよい風の条件が得られるのは、多くの場合、自然公園区域である。</p> <p>また、ポスト京都議定書の枠組みでさらなるグリーンエネルギーの導入が必要とされる状況である。</p> <p>このため、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p>